

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（案）
に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

- （１）意見募集期間：平成 26 年 4 月 3 日～ 5 月 2 日
- （２）告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- （３）意見提出方法：電子メール、郵送及び FAX

【意見提出総数】

意見の提出者数：2 通（意見の件数 6 件）

（内訳）

地方公共団体	0 通
自然保護団体・NPO	0 通
民間企業	1 通
業界団体	1 通
個人	0 通

提出された意見の概要とそれに対する考え方は次ページ以降に示す通り。

No.	大項目	中項目	意見	意見数	意見対応
1	2 .環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理	(1) 放射性物質の環境要素としての整理の考え方	他法令との整合性について 環境影響評価法手続に、放射性物質に係る既存法令（原子炉等規制法、放射線障害防止法、除染特措法等）の趣旨を反映させるべきであり、新たな基準の設定など既存法令との不整合が生じることの無いようにすべき。	1	環境影響評価法では、環境要素ごとに独自の基準を定めるものではなく、既存の法令はもちろん、国や地方公共団体の目標・計画などと整合を図ることを原則としています。放射性物質に関しても同様に、環境影響評価法で新たに基準は定めず、既存法令等と整合を図っていくことを想定しています。
2	2 .環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理	(3) 調査、予測及び評価の手法の考え方 (4) 環境保全措置の考え方	環境影響評価の考え方について 一般環境中の放射性物質に係る予測評価手法は、確立されておらず不確実性を伴うため除染事業等に関わる事例をふまえた放射性物質の拡散、流出を抑制するための環境保全措置による定性的な評価とすべき。	1	予測評価手法については、各事業種の主務省令などを参考に、事業者が選定することになりますが、基本的事項（第四一(5)）においては、予測は、環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする、とされています。
3	2 .環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理	(5) 土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業における留意事項	国および事業者との責務の明確化について（除染） 土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある事業の実施において、避難指示区域等、国が除染に関する責任を有している区域も想定されている。これらの除染未実施地域において事業が実施される場合、当該区域の除染を早期に実施するなどアセス手続を含む事業計画の進捗の妨げにならないよう配慮頂くとともに、国による除染と事業者による環境アセスとの責務等を明確に整理していただきたい。	1	環境影響評価法における環境影響評価は、各事業種の主務省令などを参考に、事業特性及び地域特性を鑑みて個別事業ごとに事業者が判断し、必要に応じて対象事業の実施に伴う放射性物質による環境への影響を調査・予測・評価し、環境保全措置を講じるものであり、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染とは目的及び責務が異なっております。
4	2 .環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理	(5) 土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業における留意事項	対象地域の考え方について 事業者が自ら現況測定を実施することで対象地域か否かを判断することが求められた場合、事業実現の予見性が低下することから投資判断を躊躇するケースも想定される。このため、国等におかれては事故由来放射性物質に関する環境影響評価に必要なデータを収集、整理することや除染が完了した地域を速やかに周知するなど、事故由来放射性物質による汚染のおそれのある区域で事業者が環境影響評価を実施するにあたって支障とならないようなサポートをお願いする。	1	放射性物質に係る環境影響評価を行う際に参照できる情報として、現況の放射線量等の測定結果に関する情報や、除染に関する情報について国や地方公共団体のホームページで公表されています。また、放射性物質に係る環境影響評価の円滑な実施に向け、調査手法や環境保全措置等について全事業種共通の技術ガイドを作成する予定です。

No.	大項目	中項目	意見	意見数	意見対応
5	2.環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理	(6) 供用中に放射性物質を取扱う事業における留意事項	原子力発電所(供用時)の扱いについて 原子力発電所の供用時の放射線影響評価については、環境影響評価手続の完了後に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく審査時に予測及び評価が行われるため、環境影響評価においては当該法令で対応することを示すのみで十分である。	1	原子力発電所の供用時の放射線影響は環境影響評価法の対象であること、放射線影響はできる限り低減する措置が講じられることが重要であることを踏まえ、表現を修正しました。
6	2.環境影響評価法で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方の整理	(6) 供用中に放射性物質を取扱う事業における留意事項	原子炉等規制法 廃棄物埋設施設の取扱いについて 報告書4頁注釈5において、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく最終処分場(法令用語では「埋設の方法による最終的な処分(「第一種廃棄物埋設」、「第二種廃棄物埋設」))の扱いが不明確となっている。記載されていないことで適用されているかのような印象となるため、第二種廃棄物埋設施設が含まれないことも明記されるようお願いしたい。	1	御指摘の第二種廃棄物埋設施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物最終処分場ではないため、環境影響評価法の対象外であることは明確です。注釈は、環境影響評価法の対象外の代表的な施設に関する事業を例示したものであり、それらを網羅的に示すことを意図したものではありません。
意見数合計				6	-